

## 昭島市障害者差別解消支援地域協議会の設置について

### 1 設置の目的

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」に基づき、本市の関係機関が障害を理由とする差別に関する相談事例を踏まえ、こうした差別を解消するための取組を円滑かつ効果的に推進するネットワークを構築するため、昭島市障害者差別解消支援地域協議会（以下「差別解消支援地域協議会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

- (1) 障害を理由とする差別に関する相談事例等の共有
- (2) 障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発
- (3) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関すること

### 3 組織等

- (1) 障害者の支援体制に関する地域課題等について協議している昭島市障害者地域支援協議会委員をもって差別解消支援地域協議会委員とする。
- (2) 原則として、差別解消支援地域協議会は、昭島市障害者地域支援協議会と同日に開催する。
- (3) 差別解消支援地域協議会委員構成

分 野	構 成 機 関	委員数
当事者・家族	障害者団体、家族会等	5人
教育関係	特別支援学校教諭	1人
福祉関係	昭島市社会福祉協議会、民生・児童委員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業所等	7人
医療・保健関係	医療機関（精神科病院）	1人
事業者	特例子会社	1人
計		15人

※市長は、必要があると認めるときは、国や都の行政機関、民間事業者や法曹関係者など、差別解消支援地域協議会委員として委嘱することができる。

※委員長は、必要に応じて、差別解消支援地域協議会委員以外の者に会議への参加を求めるとともに、意見を聞くことができる。

### 4 設置時期

平成31年4月